

獨協医科大学図書館利用規程

昭和49年6月1日制定

改正	昭和49年10月1日	昭和61年2月1日
	平成2年10月12日	平成9年4月1日
	平成23年4月1日	平成27年4月1日
	平成28年4月1日	平成30年11月1日

(目的)

第1条 獨協医科大学図書館（以下「図書館」という。）の利用については、この規程の定めるところによる。

(利用資格)

第2条 図書館を利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 獨協医科大学（以下「本学」という。）の教職員及び学生、大学院生、これらに準じる者。
 - (2) 本学以外の獨協学園の専任教職員。
- 2 利用可能な学外者については別に定める。

(休館日)

第3条 休館日は、次のとおりとする。

- (1) 開学記念日（4月23日）
- (2) 年末年始

2 図書館長が必要と認めた場合、臨時に休館することができる。

(開館時間)

第4条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。

- (1) 平日 午前9時から午後10時まで。
- (2) 土曜日 午前9時から午後7時まで。
- (3) 休日 午前10時から午後5時まで。

2 図書館長が必要と認めた場合、臨時に開館時間を変更することができる。

(館外貸出)

第5条 第2条第1項第1号の者は、所定の手続きを経て図書館資料の貸出をうけることができる。図書館資料とは図書、雑誌、その他（以下「資料」という。）を指す。

- (1) 貸出冊数は次のとおりとする。

10冊（点）以内。

ただし新着雑誌（到着1か月以内）、指定図書は6冊（点）以内。

- (2) 貸出期間は次のとおりとする。

1週間。

ただし新着雑誌（到着1か月以内）、指定図書は1日。

- (3) 埼玉医療センター及び日光医療センターの教職員、並びに附属看護専門学校三郷校の教職員及び学生への貸出冊数は次のとおりとする。

図書（指定図書、AV資料を除く）は10冊（点）以内。

- (4) 埼玉医療センター及び日光医療センターの教職員、並びに附属看護専門学校三郷校の教職員及び学生への貸出期間は次のとおりとする。

図書（指定図書、AV資料を除く）は1週間。

- (5) ただし図書館長が必要であると認めた場合は、その期間と条件を変更することができる。

2 第2条第1項第2号の者に対する資料の貸出は、図書館長が差支えなしと認めたときに限り、その期間と条件を指定して、これを行うことができる。

(貸出禁止資料)

第6条 次の資料は、原則として貸出を禁止する。

- (1) 辞書、年鑑等の参考資料
- (2) 索引誌、抄録誌等の二次資料
- (3) 貴重図書
- (4) 特殊コレクション

(貸出延長)

第7条 貸出期間満了の資料を継続して貸出するときは、他の貸出希望者がいない場合に限り、貸出期間を延長することができる。

- 2 貸出期間の延長は、上限を2回までとする。
- 3 上限を超えて利用を希望する場合は、一度返却し翌日以降新たに貸出を受けることとする。

(貸出の予約)

第8条 第2条第1項第1号の者は、貸出を希望する資料が既に貸出されている場合には、貸出の予約をすることができる。

- 2 予約資料の保管期限は別に定める。

(貸出資料の返却)

第9条 貸出を受けた利用者は、当該資料を貸出期間満了日までに返却しなければならない。ただし、貸出期間内であっても、第2条第1項の者が身分を失ったときは、帯出中の資料を直ちに返却しなければならない。

(返却の督促)

第10条 貸出期間を超過した者に対しては、資料返却の督促を行う。

- 2 資料返却の督促をうけてもこれに応じない者に対しては、資料の貸出を停止する。停止期間は、別に定める。

(紛失または汚損)

第11条 利用中の資料を紛失又は汚損したときは、同一資料をもって代納するものとする。

- 2 同一資料の代納が不可能である場合の弁償方法については、同価値の資料をもって充てる。

(文献複写)

第12条 利用者は教育、研究、学習に必要な場合に限り、図書館内に設置する複写機により、資料を複写することができる。

- 2 前項の複写をおこなう場合は、著作権法を遵守しなければならない。

(館内施設・設備の利用手続等)

第13条 館内施設・設備の利用手続きは次のとおりとする。

- 1 個人閲覧室、グループ学習室、会議室兼ゼミナール室、AV室、PCルームの利用は、別に定める。
- 2 AVブース、その他機器類の利用手続は不要とする。
- 3 使用者の不注意により、施設・設備等を破損した場合は直ちにカウンターに通知し、弁償しなくてはならない。

(文献調査等)

第14条 第2条第1項第1号の者は、学術情報に関する調査、利用指導等を図書館に依頼することができる。

(相互貸借)

第15条 第2条第1項第1号の者は、他大学の図書館等及び当該図書館等が収集・整理及び提供を行う資料の利用を、所定の手続きを経た上で図書館に依頼することができる。

- 2 前項の利用に関しては、日本医学図書館協会相互貸借規約、その他参加する団体の規約によって行う。
- 3 第15条第1項に要する経費は、依頼者が負担するものとする。

(規律の保持)

第16条 利用者は図書館員の指示に従うほか、次に掲げる事項を守り、館内秩序の維持に協力しなければならない。

- (1) 静粛を保つこと。ただし緊急時のドクターPHSの応答、学習エリアでの学習関連の会話は認める。
- (2) 機器は指定された場所で使用すること。
- (3) 座席等を所持品・資料等で占有しないこと。
- (4) 図書館内の定められた場所以外で水分摂取をしないこと。
- (5) 図書館内で喫煙をしないこと。
- (6) 図書館内で食事をしないこと。
- (7) 他の利用者に迷惑をかけるような行為をしないこと。
- (8) 私物は自己責任で管理すること。

(違反の措置)

第17条 この規程に違反した者は、図書館の利用を禁止することがある。

(免責)

第18条 図書館は利用者が以下の損害を被った場合、その責任を負わない。

- (1) 図書館が提供するサービスの遅延もしくは中断により生じた損害
- (2) 図書館が提供した情報に関連して生じた損害
- (3) 利用者が図書館の機器等を使用することにより生じた損害
- (4) 利用者が館内に機器等を持ち込んでこれを使用することにより生じた損害
- (5) 私物の盗難・紛失・破損
- (6) その他不可抗力により生じた損害

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、獨協医科大学図書館委員会の議を経るものとする。

附 則

この規程は、昭和49年6月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和49年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和61年2月1日から施行する。

附 則 (平成2年 規程第9号)

この規程は、平成2年10月12日より施行する。

附 則 (平成9年 規程第4号)

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年 規程第14号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年 規程第3号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年 規程第14号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年 規程第122号)

この規程は、平成30年11月1日から施行する。